

環境影響評価審査会 環境影響評価指針改正部会（第3回）会議録

- 1 日時：平成25年7月22日（月）15:00～16:30
- 2 場所：兵庫県民会館7F「亀の間」
- 3 議題：環境影響評価指針の改正について
- 4 出席委員：
小谷委員（部会長）、西村委員、服部委員（会長）、花田委員
- 5 兵庫県：環境管理局长、環境影響評価室長、課長補佐兼審査情報係長他係員2名
水大気課、環境整備課

6 配付資料

- 資料1 環境影響評価指針改正部会(第2回)での主な意見
- 資料2 環境影響評価指針の改正概要について
- 資料3 環境影響評価指針(案)第2回部会からの変更箇所
- 資料4 環境影響評価指針(案)
- 資料5 環境影響評価指針(案)新旧対照
- 資料6 早期段階環境配慮書等作成基準(案)新旧対照
- 資料7 環境影響評価指針の改正にあたり盛り込むべき事項(部会報告案)
- 参考資料1 改正した環境影響評価に関する条例
- 参考資料2 環境影響評価に関する条例規則(案)新旧対照
- 参考資料3 環境影響評価に関する知事意見の形成等に関する要綱(案)新旧対照

7 議事概要

（事務局が資料1～6により、環境影響評価指針改正部会(第2回)での主な意見とその対応案、環境影響評価指針(案)の概要等について説明）

（部会長）

資料4の5頁才「重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素の選定」において、これに該当する環境要素がない場合はどうするのか。適切な場合というのはどのように考えるのか。重大ではないけれども基本的に押さえないといけない環境要素については検討しなさい、ということか。

（事務局）

例示が全てではないが、配慮書において考慮すべき重大な環境要素がない場合も評価をしてほしいという意味で。

（委員）

同じところについて、表現としてもややひっかかるところがある。「ただし、当該要素以外の環境要素を選定することが適切な場合」とはどういう場合か。むしろわかりづらい。

それを受けて、3つ目の文が、「また、環境要素を選定した理由を明らかにする。」とある。第2文を挟む前は、「重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素を選定する」「また、環境要素を選定した理由を明らかにする」となっていてわかりやすいが、第2文が入ることにより、重大ではないけど選定したもののみ理由が要る、と誤解されるのではないか。書き方を変えるなど工夫してほしい。

(事務局)

ご意見を踏まえて修正します。

(部会長)

配慮書を全く作らない、というケースはあり得るのか。重大な環境影響を及ぼす要素がないから配慮書は作りません、と事業者に宣言されてしまったらどうなるのか。

(事務局)

そういう意味で、「ただし、」の一文を入れた。ただ、それで、意味が分かりづらくなってしまった。

(委員)

それなら、はっきり書いてしまってはどうか。重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素がない場合も配慮書は必要なので、その他の要素を選定せよ、とか。

(事務局)

それも考えたが、「ない」という言葉にひっかかったので、ここでは「適切な場合は」という言い回しにした。

(委員)

事務局でも紆余曲折があり色々考えたうえだとは思いますが、ゼロベースで読むと、その意図が伝わらず、かえってわかりづらい。

(委員)

前段に「エ 影響が及ぶ環境要素の把握」があるので、かえってくどくど書かない方がすっきりすると思う。エで「影響が考えられる」、「影響がない」の2段階に整理される。更に「影響が考えられる」の中で、オの「重大な環境影響が及ぶおそれのある～」に続くわけですね。

(委員)

「影響が考えられる場合は、重大であろうがなかろうが、環境要素を選定する」ではダメなんですか。

(事務局)

環境省は、配慮書は重大な環境影響を評価せよ、と言っているので、「重大な」を敢えて書いた。例えば、振動や騒音等で防音壁等の対処療法的な対策が可能であれば重大な環境影響ではない、という言い方をしている。

「ただし、」の一文を入れたことで、意味が分かりづらくなっているなので、その上の「エ」も含めて修正文案を考えます。

(部会長)

「メリハリをつけて環境影響評価をしなさい」ということだと思うのだが、それを逆手にとって、やらない方に持っていく、ネガティブな行動に対応するため、記載した、ということですか。

(事務局)

「重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素を選定する」だけの方が自由度はあるんでしょうか。10個あるうちのこれが重大だとそれぞれ認識したらよいので。そこに重大とそうでないものがある、と言ったら…。

(事務局)

事業者が重大じゃないと言ってきたときに、なすすべがなくなってしまう。

重大じゃなくても他にもあるということを指導するためには、やはりここに、重大なものがないとしても、何か評価するというようにしたい。

(事務局)

書くとかえて、「重大な環境影響を及ぼす要素を選定したところ該当ありません、その他の環境要素を選定することが適切か、適切でもありません。」と言われてしまい、書いても書かなくても結局同じことになる。

(事務局)

法律は、これに関しての国のQ & Aはない。

(部会長)

「適切な場合」も、事業者に「ない。」と言われたら結局どうしようもない。

禅問答みたいになってしまう。

善意に取れば、別にこのただし書がなくても適切に評価はすると思うのだが、そこまで考えておかないといけないのか。「重大な環境影響を及ぼす要素がないのでやりません。」と主張できるような状況というのはあり得るのか。

(委員)

善意でない場合、これで担保できるのかといえば、事務局が言うとおり、担保されない。

(事務局)

何を以て選定することが適切かどうか。重大か、重大でないかというのも難しいが、適切か適切でないかというのはもっとあいまい。それを事業者に選定させることになる。

(事務局)

基本的には事業者に選ばせるが、県として指導する余地がある。「重大な環境影響」というのは、ある程度具体的に指針に例示を含めて書いてあるので、これに当たるかどうか判断することになる。

(事務局)

実際に、県内部からそのような質問があったので、このただし書を加えた。

(部会長)

評価指針の条文で不明確な、ひっかかるような文言を書くくらいなら、作成基準とか、運用で対応できないのか。

逆に、重大な環境影響を及ぼす要素がなかったとしても、それを選定しなかった理由は書いてもらわないといけないわけで、配慮書手続をやらなくて良い、とはどこにも書いてない。きちんと調査をして、重要なものがない、というのが評価結果であって、こういう理由ではありません、ということは明記してもらわないといけない。従って、配慮書を作らないということはある得ない。それが批判に耐えうるもので主張され続けるなら、致し方ないが。

(事務局)

指針は、あくまで配慮書等を作る際に記載すべきことを書いている、事業者のマニュアルのようなもの。全て、事業者の責任で作成していく。

仮に、重大なものがないと主張し、理由を言い張るのであれば、それに対して審査会なり知事なりで、そうではない、という意見を返すということで、そういう考え方もある。

(部会長)

例えば、「重大な環境影響を及ぼす要素を中心として」としてはどうか。

(事務局)

「重大な環境影響を及ぼす要素、並びにその他の要素」とか、軽くそのくらいにしたらどうか。目をむいて、「当該要素以外の～」と言わなくても、「並びに」でくっつけて、一括で選定すれば良い。「重大な環境影響を及ぼす要素」は当然のことながら、それ以外も、ということで。

あるいは、「重大な環境影響を及ぼす要素」のハードルを下げるか。原文は「解決が困難である重大な」とされていてハードルが高すぎるので、「全然ない」こともあり得る。

(事務局)

今の記述は、国の基本的事項に合わせている。

(部会長)

むずかしい。国の法律の文言から見れば、このような記述か。

(事務局)

そうです。

(部会長)

項目は、ある程度はバランスよく選定されるのでは。「重大なもの」がないとするのなら、当然それを証明する必要がある。

(事務局)

例えば、その事業において重大とか、最も影響を受ける環境要素とかではどうでしょうか。

(部会長)

一応、国の方で「重大な」という用語を使って全国的に議論していく中で、「重大な」と

というのはこのようなものだ、という議論が深まってくると思う。

兵庫県だけ違う文言にすると議論しにくくなるのでは。

「重大な」としておいて、解釈や運用でなるべく合わせておいた方が良くないか。

入れてもらっても良いけれども蛇足のような気がする。これで抜け穴が防げるならいいのだが。

(事務局)

国と同じ表現で記載したい。法律の運用と違うことをするために書いているのでなければ、国と同じ表現で良いと思う。そういう考え方で良いでしょうか。

(部会長)

内部的に対応できますか。対応できれば良いです。

(委員)

ウで、抽出し、エで、振り分けておいて、「影響が考えられる」というものについて、オで、さらに選定する、と私は読んだのだが、過去の類似事例等から検討し、「影響がない」という場合には書かないのか。

「影響がない」場合は、書くとすれば何を書くのか。

「重大な場合」は、それに特記という形で、何か追加的で取り上げて、選定した理由を明らかにするというのは、「ただし、」の中に含まれますよね。

当該要素以外の要素を選定することが適切な場合はこれを選定する。ならば、オも二段階になっているような読み方を私はしている。当該要素内の環境要素を選定するのは当たり前だから、ただし、それ以外の要素を選定することが適切な場合は選定する。で、選定した理由を明らかにしなさい。

となると、「ない場合」は、書かなくて良い、という風に読める。

(事務局)

先ほど委員からご指摘があった「まったく影響がない場合」というケースとしてこちらが想定したのは、例えば火力発電所で、石炭をLNGに変え、パワーアップはするが、大気質、水質、二酸化炭素等、すべて影響がないというようなケースにおいても、逆に、環境へのプラスの影響についての評価をしてもらいたいというふうに考えて、今よりも出力は上がるが環境へのインパクトが低くなることで環境へ与える影響が小さくなる、良くなるという評価をお願いしたい。そういうのも配慮書の1つのあり方かと考えていた。

(委員)

非常に概念的なことですよ。そこまで言ったら。

(事務局)

でも、配慮書はそれくらいのイメージのものでしかないのです。

(事務局)

まず、環境影響がないものは何もしない。影響が考えられる中で重大なものとそうでないものがあるって、重大なものについてだけ予測評価方法を選定してやれということ。

環境影響が考えられる重大なものがない場合は？「重大な」とは何か、という話になる。

(委員)

すごい主観的です。

(事務局)

「良くなる」というのが「重大な環境影響」になるのか。

(事務局)

インパクトとしては、そうとらえていけるのではないかと思ったのですが。

(委員)

そのときに「おそれ」なんて言葉を使うのか。「おそれ」はマイナスでは？そもそも、立法趣旨から考えていけば、法律・条例が目的としているのは、マイナスの影響のことですよ。

それでも事業計画に反対だという人に対しては、こういうプラス面もあります、と言うのはわかるが。

(委員)

実際に手続を行う際は、どういう項目をやるべきか等、最初の段階で相談に来るわけですよ。そこでやったらどうか。

重大な環境影響があるかどうかというのは、やってみないとわからない。

だから、事業者側が、影響がないと言うなら、「ない」理由を自分たちで見つけてこなくてはいけない。ということは、何かの要因に対して検討をしないといけないので、そんな面倒なことをするくらいなら、どのみち、環境要素に入れておけ、ということになると思う。同じことなので、どのみちやった方が早い。

(委員)

配慮書手続をやって、「(影響が)なかった」とすればよい。よくありますね。

(委員)

環境影響が重大か、というのは、やってみないとわからないことなので。

(事務局)

そういう趣旨で、部局を説得します。

変に書き加えることで、理屈というか範囲を求められてしまう。事例を書かない方が良いと思われる。単なる例示のつもりで書いたものが、それに該当しないものは手続をやらなくてよい、という風に解釈されてしまう。

(委員)

重大でないからといって下手に項目を抜いても、審査会で問題がある、と判断されたら振り出しに戻ってしまい、もう1回やり直さないといけないことになり、かえって手間がかかる。事業者も、そんな馬鹿なことはしないとと思う。

(部会長)

影響があることを示すより、影響がないことを証明する方が難しいですよ。

(事務局)

ここで、「影響がない」というのは、排出が全くないとか、例えば水を全く出さないシステムとか、排ガスは全くないということ。

(部会長)

通常、想定している手順がうまく流れるような事業ならば良いような気がしますが、いかがでしょうか。

今の文言だと、質問が出ますね。重大と適切な違いは何か、とか。

(事務局)

「ただし、」を削除し、その運用は別途定める等検討します。

(部会長)

他に、全般的にみて何かありますか。

(委員)

5頁「理由を明らかにする」等、「こと」の有無が混在している。統一した方が良い。

(事務局)

全体を見直して修文します。

(部会長)

答申では、方針のみを示すこととし、具体の指針案は、別途県内部で関係部局と調整して修正していくことになる。大きな方針だけはきちんと整理しておきましょう。

(委員)

資料2は、どのような位置づけになるのか。

(事務局)

指針に書ききれないものなど、例えば、「重大な影響とは何か」等事業者から質問されたときに、「部会ではこういうものが挙がっていた」等、事務局が勝手に考えたものではなく、部会のご指導を受けて例示として示している旨を説明するのに使いたいと考えている。

(部会長)

文書として残るのは資料2と、答申案だけか。

(委員)

後々外部に出る資料であれば、資料2の1(1)(2)の表現を揃えてほしい。

(事務局)

(2)はどのように修正するのが適切でしょうか。

(部会長)

「環境影響評価法の改正に伴う項目の追加」ではどうか。

(委員)

それか、「環境影響評価法の改正等による項目の追加」ではどうか。

(事務局)

ありがとうございます。そのように修正します。

(事務局が資料7により、部会報告案等について説明)

(委員)

確認ですが、3頁の超低周波音とは？低周波音より更に低いということですよ。それによって影響を受ける人は更に少ないと考えて良いのか。どういう意味で「超」が付いているのか。

(事務局)

0ヘルツから20ヘルツまでが「超低周波」と国際的に定義されていて、国内では0～100ヘルツまでを「低周波」と定義している。つまり、日本では、「低周波音」の中に「超低周波音」が含まれている。ですから、「低周波」という表現をすることによって「超低周波」を無視しているのではなく、含まれている。

ただ、国際的には、「超低周波」と「騒音」に分かれていて、日本で言う「低周波」というのは国際的には「騒音」の範疇に入る。20ヘルツ以上は可聴域なので、「騒音」として取り扱うのが国際的な動きのようです。

(委員)

日照と低周波、追加された2つは、いずれも最近注意する内容ですからね。

(事務局)

低周波については、特に、風車の場合に問題になっているのと、橋梁の場合に、自動車等が通ると低周波が発生することがありますので、騒音・低周波ということで、追加したいと考えております。

(委員)

日照も似てますね。

(部会長)

資料2では、要約書について細かく記載していたが、資料7では「別途作成基準等で定める必要がある。」の一文に盛り込まれているということか。

(事務局)

そういうことです。

(委員)

2頁(5)調査の方法について、既存資料による調査を優先する理由は？

(事務局)

配慮書手続については、なるべく事業者の負担の少ない方法ということで、原則、既存資料による文献整理とし、情報が古い場合等の不足分を現地調査やヒアリングで補う考えです。

(委員)

実際には、現地調査不要ということはないと思うのですが、こう書くと、現地に行かな

くてもいいよ、という風に読める。

(事務局)

基本的には、配慮書手続においては、国もそうだが、文献整理がメインで、資料がない場合に、現地調査などで新たな情報を整理してもらおう、ということで考えています。

(部会長)

このほか、特に委員に確認いただきたい項目はあるか。

(事務局)

第2回までの部会を踏まえて資料作成しているので、強いて言えば、2頁(4)3行目ただし以下の一文を削除し、その次のなお以下の重大な環境影響のところは、もう一度検討のうえ各委員に改めてご確認いただければと考えている。

(部会長)

確認だが、配慮書を全く作らなくてよい事業はあり得るのか。配慮書手続をせず概要書から入るような事業はあるのか。

(事務局)

ありません。配慮書手続はするが、重大な環境影響が及ぶ環境要素がないという配慮書が出てくる可能性はあるが、それに対し審査会でそうではない、という意見を返すことで対応したいと思う。

(部会長)

実際に重大な環境影響が及ぶ環境要素がないのならないで良いが、委員の言うとおり、重大な環境影響が及ぶかどうかは、実際調査してみないとわからないのでは。

(委員)

(4)の「なお、重大な環境影響とは～」として、想定される例も記載しているが、これらも不要では。細かいことを記載していてもきりが無い。

環境省が書いているなら、こうだ、と言ってはどうか。

(事務局)

内部で検討します。

(部会長)

今後は、県内部で調整後、文言修正のうえ、各委員に個別に確認いただいたうえで部会長が確認し、その後は審査会規則に則り、会長に部会報告をさせていただきます。